

# 令和7年度阪南市国民健康保険の保険料を改定します

国民健康保険（国保）は、同じ地域に住む人たちが相互扶助の精神に基づいて、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、保険料を出し合いお互いに助け合う制度です。その保険料は、国保加入者がお互いの医療について支え合う「医療費分」と、後期高齢者医療を支える「後期高齢者支援金分」、介護保険を支える「介護納付金分」の3つで構成されています。

国民健康  
保険料

=

医療費分  
(加入者全員が対象)

+

後期高齢者支援金分  
(加入者全員が対象)

+

介護納付金分  
(40歳～64歳が対象)

### 【保険料の算出について】

令和6年度から、大阪府内市町村は統一保険料率を用い、保険料を計算することになりました。  
そのため、下記の令和7年度の保険料率は、大阪府が示す市町村標準保険料率です。

◆令和7年度の保険料率◆ 保険料は1円単位です。

| 区 分       |                     | 令和6年度    | 令和7年度（改定後） | 増減       |
|-----------|---------------------|----------|------------|----------|
| 医療費分      | ①所得割 前年中の基準総所得金額×料率 | 料率 9.56% | 料率 9.30%   | ▲0.26%   |
|           | ②均等割 加入者1人あたりの金額    | 35,040円  | 34,424円    | ▲616円    |
|           | ③平等割 1世帯あたりの金額      | 34,803円  | 33,574円    | ▲1,229円  |
|           | 保険料                 | ①+②+③    |            |          |
|           | 最高限度額（変更していません）     | 650,000円 | 650,000円   | 変更なし     |
| 後期高齢者支援金分 | ④所得割 前年中の基準総所得金額×料率 | 料率 3.12% | 料率 3.02%   | ▲0.1%    |
|           | ⑤均等割 加入者1人あたりの金額    | 11,167円  | 11,034円    | ▲133円    |
|           | ⑥平等割 1世帯あたりの金額      | 11,091円  | 10,761円    | ▲330円    |
|           | 保険料                 | ④+⑤+⑥    |            |          |
|           | 最高限度額               | 220,000円 | 240,000円   | +20,000円 |
| 介護納付金分    | ⑦所得割 前年中の基準総所得金額×料率 | 料率 2.64% | 料率 2.56%   | ▲0.08%   |
|           | ⑧均等割 加入者1人あたりの金額    | 19,389円  | 18,784円    | ▲605円    |
|           | ⑨平等割 1世帯あたりの金額      | 0円       | 0円         | 変更なし     |
|           | 保険料                 | ⑦+⑧+⑨    |            |          |
|           | 最高限度額（変更していません）     | 170,000円 | 170,000円   | 変更なし     |

（注）基準総所得金額とは、世帯内の国保加入者ごとの総所得金額から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を引いた合算金額のことです。

### ○低所得者に対する保険料軽減（政令軽減）について

国民健康保険料は、所得に応じて均等割・平等割を7割・5割・2割軽減することになっています。  
令和7年度の基準額は、以下のとおりです。

- 【2割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 56万円 × 被保険者数
- 【5割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 30.5万円 × 被保険者数
- 【7割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

（注）給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等に係る所得を有する方のことです。

### ○未就学児に係る均等割の減額について

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和4年度から国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方）に係る均等割の2分の1を減額します。なお、均等割について、既に政令軽減が適用される世帯については、政令軽減後の均等割の2分の1を減額します。